

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年3月17日 |
| 【会社名】 | ケンコーコム株式会社 |
| 【英訳名】 | Kenko.com, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 後藤 玄利 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂三丁目11番3号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3584 - 4156（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長 畔上 淳 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂三丁目11番3号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3584 - 4156（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長 畔上 淳 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 393,448,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------|--|
| 普通株式 | 7,480株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。 |

(注) 1. 平成23年3月17日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|--------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 7,480株 | 393,448,000 | 196,724,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 7,480株 | 393,448,000 | 196,724,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-----------|----------|-----------|
| 52,600 | 26,300 | 1株 | 平成23年4月4日 | - | 平成23年4月4日 |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 平成23年6月開催予定の当社定時株主総会に係る議決権の付与はいたしません。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-----------------|
| ケンコーコム株式会社 管理本部 | 東京都港区赤坂三丁目11番3号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|----------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店 | 東京都港区赤坂三丁目2番6号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 393,448,000 | 2,000,000 | 391,448,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登録免許税1,400千円、信託銀行増資事務手数料400千円、その他諸費用で200千円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額391,448,000円の使途については、成長に伴う運転資金として141百万円、基幹システムの刷新費用として150百万円、海外事業における投資等として100百万円を充当する予定です。

当社の事業領域である日本における健康関連のEコマース業界は、将来の成長が期待できる有望なマーケットであります。当社は、業界でのポジションを確固たるものとするために、取扱商品数の拡充やお客様のニーズに対応するための施策の充実を図り、売上高の拡大に取り組んでおります。成長市場においては、短期的な損益よりも中長期的な成長を優先し、シェアを拡大することが重要と考えております。そのため、今後の成長のための運転資金として141百万円を充当予定ですが、この内訳は、取扱商品数増加のための在庫資金として130百万円、人件費として11百万円であります。取扱商品数の拡充は、ロングテール戦略をとる当社にとって、成長のドライバーであります。支出予定時期と致しましては、共に平成23年4月から平成24年3月までを予定しております。

基幹システムの刷新費用につきましては、業容の拡大に伴って商品数、取引先数及び顧客数が拡大していることから一層の業務の効率化と安定化を図るべく、そして今後の更なる成長も視野に入れ、企業全体を統合的に管理する基幹システムの刷新が不可避と考えております。具体的にはERP(統合業務)パッケージの導入を予定しており、第一弾として、経営管理や財務関連のシステムの切替えに150百万円を充当する予定です。支出予定時期といたしましては、平成23年6月から平成24年7月までを予定しております。

海外事業につきまして、現在当社では、Eコマースの成長が著しい中国市場において、早期に拠点を築き、日本の健康関連商品の流通企業として参入し、シェアを獲得していくことを意図しております。そして、中国においては高品質な日本の健康関連商品に一定のニーズがあると見込まれることから、現地企業と提携して、中国市場へ参入するためのビジネスを検討しており、そのマーケティング費用やシステム投資のための資金として100百万円を充当する予定です。

す。なお、支出方法につきましては、当社からの直接の費用となるか、現地関連会社に対する出資金もしくは貸付金とするか現在検討中であります。支出予定時期といたしましては、平成23年4月から平成24年3月を予定しております。なお、支出時期までの資金管理につきましては、当社の銀行口座にて行う予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

| 割当予定先の概要 | | |
|-----------------|--|--------|
| 名称 | RSエンパワメント株式会社 | |
| 本店の所在地 | 東京都品川区東品川四丁目12番3号 | |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 高澤 廣志 | |
| 資本金 | 16百万円 | |
| 事業の内容 | 有価証券等の取得、保有及び売却 | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 楽天株式会社 | 100.0% |
| 提出者と割当予定先との間の関係 | | |
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 | |
| 取引関係 | 当該会社との該当事項はありません。なお、当該会社の株主である楽天株式会社は当社の取引先であります。楽天株式会社が運営するオンラインモール内に当社は支店を出店して健康関連商品の販売を行い、出店料及び販売手数料をモール運営者に支払っております。 | |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年3月17日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

本件割当予定先であるRSエンパワメント株式会社は、楽天グループにおいて、純投資を行っている会社であります。

当社としては、成長に必要とする資金調達につきまして、間接金融のほか公募増資や株主割当増資などを種々検討いたしましたが、調達の確実性及び費用を考慮し、第三者割当増資による資金調達を選択しました。そして、割当先を選定しておりましたところ、投資見込先を発掘していた割当予定先と接触する機会がありました。

割当予定先は上場企業である楽天株式会社のグループ会社であるという点で、会社としての信頼性があると認められます。また、日本最大級のインターネット上のショッピングモール「楽天市場」の運営者である楽天株式会社及びそのグループ各社は、Eコマース業界における知見を有していることから、割当予定先は当社の方向性や戦略に対し、中長期的観点で理解した上で当社に出資を行うことが可能であると判断いたしました。このような認識のもと、割当予定先との間で出資に関する条件等について協議・交渉を行ってまいりましたが、当社の中長期的な成長を重視する戦略に対して理解が得られたことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

| | | |
|---------------|--------|--------|
| RSエンパワメント株式会社 | 当社普通株式 | 7,480株 |
|---------------|--------|--------|

(4) 株券等の保有方針

当社は、本件新株式について、割当予定先との間に継続保有及び預託に関する書面での取り決めはおこなっておりません。しかしながら、割当予定先が当社の中長期の成長戦略及び海外戦略を理解して本件の割当先となった経緯の中で、中長期の保有を行う方針であることを口頭にて確認しております。また、割当予定先が発行日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を依頼する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本件の払込みに関して、割当予定先は親会社である楽天株式会社からの借入資金を以ってこれに充てるとのことです。楽天株式会社の平成22年12月期の個別財務諸表を確認した結果、払込みに十分な現預金を保有していることから、本件の払込みに関して確実性があると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先より、割当予定先の知り得る限り、同社及びその企業集団並びにその役員及び従業員が反社会的勢力と関係を有していない旨の確認書を受領しております。また、割当予定先はジャスダック証券取引所上場会社の楽天株式会社のグループ会社であります。楽天株式会社がジャスダック証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等により、反社会的勢力との関係遮断が謳われていることを確認しており、楽天株式会社のグループ会社である同社、同社の役員もしくは親会社、子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価額の算定根拠

本件発行価額につきましては、本件に関する取締役会決議の直前営業日(平成23年3月16日)までの最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値の各平均値を比較して、最も高い金額となる1ヶ月平均株価に95%を乗じた金額(100円未満、切捨て)である52,600円といたしました。結果として、前日終値43,050円に対しプレミアム率22.2%となっております。なお、終値の平均値といたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断したためです。また最も高い金額といたしましたのは、投資家への影響を鑑みて一番影響が少ないと判断したためです。

かかる発行価額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先との協議の結果決定いたしました。

なお、新株式の発行価額の決定については、社外監査役2名を含む監査役3名全員が、以下の旨の意見を述べております。すなわち、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しないということであり、

b．発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

必要資金と当社の株価等を勘案し、決定いたしました。現在の発行済み株式総数は33,255株であり、総議決権数は32,796個であります。本件第三者割当増資による新規議決権数は7,480個であり、現在の総議決権数の22.8%に相当し、株式の希

薄化が生じることになります。しかしながら、本件は財務基盤を安定させるものであるとともに、今後の成長及び企業価値向上に寄与するものと考えており、中長期的な観点からは、既存株主の利益につながるため、希薄化の規模は合理的と考えております。調達の確実性及び費用を考慮すると第三者割当増資が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件の第三者割当は、希薄化率が25%未満であること及び支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|----------------|--------------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 後藤 玄利 | 東京都渋谷区 | 7,480 | 22.81% | 7,480 | 18.57% |
| R Sエンパワメント株式会社 | 東京都品川区東品川 4 丁目12-3 | | | 7,480 | 18.57% |
| 株式会社菱食 | 東京都大田区平和島 6丁目1-1 | 1,730 | 5.28% | 1,730 | 4.30% |
| 樋口 宣人 | 東京都世田谷区 | 1,145 | 3.49% | 1,145 | 2.84% |
| 植田 厚 | 神奈川県川崎市宮前区 | 1,120 | 3.42% | 1,120 | 2.78% |
| オムロンヘルスケア株式会社 | 京都府京都市右京区 山 ノ内山ノ下町24 | 920 | 2.81% | 920 | 2.28% |
| 株式会社ニチレイフーズ | 東京都中央区築地 6丁目19-20 | 757 | 2.31% | 757 | 1.88% |
| 有限会社後藤散 | 大分県臼杵市二王座135 | 750 | 2.29% | 750 | 1.86% |
| 株式会社あらた | 千葉県船橋市海神町南 1丁目1389 | 730 | 2.23% | 730 | 1.81% |
| 株式会社大木 | 東京都文京区音羽 2丁目1-4 | 730 | 2.23% | 730 | 1.81% |
| 株式会社Pal tac | 大阪府大阪市中央区 南久宝寺町1丁目5-9 | 730 | 2.23% | 730 | 1.81% |
| 株式会社リードヘルスケア | 福岡県北九州市小倉南 区下曽根新町13-1 | 730 | 2.23% | 730 | 1.81% |
| 計 | - | 16,822 | 51.29% | 24,302 | 60.34% |

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿および平成23年3月17日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿をもとに、平成23年3月17日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当はありません。

8【その他参考になる事項】

該当はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成23年3月17日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年3月17日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以降、平成23年3月17日までに次のとおり増加しております。

| 平成22年6月23日現在の資本金 (千円) | 増加額(千円) | 平成23年3月17日現在の資本金 (千円) |
|--------------------------|---------|--------------------------|
| 1,064,201 | 616 | 1,064,817 |

(注) 増加額は新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。

3 臨時報告書の提出

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年6月28日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成22年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、井坂俊達氏を選任する。

第2号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 | |
|-------|--------|-------|-------|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | 21,746 | 154 | 0 | 95.20% | 可決 |
| 第2号議案 | 21,150 | 750 | 0 | 92.59% | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第16期) | 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 | 平成22年6月23日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第17期 第3四半期) | 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日 | 平成23年2月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

ケンコーコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーコム株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月16日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ケンコーコム株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ケンコーコム株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

ケンコーコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーコム株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月12日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に記載されているとおり、会社は当事業年度より、棚卸資産の評価方法について「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ケンコーコム株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ケンコーコム株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。